

自主防災組織等活性化推進事業業務委託事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要項

## 1. 趣旨

多くの自主防災組織は区長や自治会長が中心となって活動しており、多様化複雑化する自治運営と防災が一体化し形骸化しています。これにより実質的な機能不全や負担増加が課題となっています。

一方で市内には 300 名程度の防災士が在籍しているため、防災士が地域の防災リーダーとして活躍する仕組みを構築し、役割を分担しながら無理のない範囲で防災士が核となりながら、自主防災組織活動が展開できる仕組みづくりを模索します。

また、こうした事例を横展開することにより、防災の輪を広げる事により地域防災力の底上げを図ります。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 発注者：飛騨市
- (2) 業務名：自主防災組織等活性化推進事業業務委託
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日まで
- (5) 委託費の上限：2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 前払金：なし

※この公募型プロポーザルにより特定された者と仕様を協議のうえ随意契約を行います。

## 3. 公募型プロポーザル応募資格等

- (1) 業務選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 参加資格及び条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とし、なお、この企画提案において、複数企業による共同企業体での応募は認めません。

- ① 飛騨市入札参加資格者名簿「物品等」に令和 8 年 4 月 28 日現在登録されている者であること。
- ② 参加申込書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（令和元年飛騨市告示第 111 号）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定に該当しない者であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがされていないこと。

- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申し立てがされていない者及びその開始決定がなされていない者。
- ⑦ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （ウ）暴力団員でなくなった日から 5 年度経過しない者
  - （エ）自己、自社若しくは第 3 者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - （オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - （キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4. スケジュール

項目	日程
実施要項等の公開	令和 8 年 4 月 8 日（水）
質問票受付締切	平成 8 年 4 月 22 日（水）午後 2 時まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 4 月 23 日（木）を予定
参加申込書提出期限	令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで
参加資格確認通知	令和 8 年 5 月 1 日（金）までに電子メール通知
企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時まで
審査及び提案（予定）	令和 8 年 5 月 19 日（火）
選考結果・通知（予定）	令和 8 年 5 月 20 日（水）
契約締結	令和 8 年 5 月下旬

※日程については、飛騨市の都合により変更する場合があります。

#### 5. 提出書類及び提出方法

##### （1）提出書類

この公募型プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出してください。

##### ①参加申込書（様式 1）

##### （2）参加申込書の提出（様式 1）

- ① 提出期限 令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで
- ② 提出先 飛騨市役所 総務部危機管理課
- ③ 提出方法 持参または、配達証明付郵便による郵送配達証明付郵便

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届（様式3）を提出してください。

(3) 参加資格確認通知

参加資格確認通知は、令和8年5月1日（金）までに随時、参加申込書（様式1）に記載された連絡先に電子メールで通知する。

## 6. 企画提案内容

企画提案書（任意様式）は、仕様書を参考にして次により効果的な提案をしてください。

(1) 企画提案書

①別添仕様書による業務推進にあたり、以下の点について記載してください。

(2) 見積書

金額（消費税及び地方消費税）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載してください。

※積算根拠は、項目（予算科目）ごとにできるだけ詳細に記載してください。

※見積書は、2（5）の委託費上限額の範囲内としてください。

(3) 提出部数及び提出方法

書面で6（1）、6（2）を正本1部・副本5部提出するとともに、電子記録媒体としてCD-ROM等に格納し提出してください。

(4) 企画提案書の提出

① 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで

② 提出先 飛騨市役所 総務部危機管理課

③ 提出方法 持参または配達証明付郵便による郵送配達証明付郵便

## 7. 提出書類の取扱い

ア 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めません。

イ 提出された企画提案書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとみなします。なお、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他各種法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

ウ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがあります。

エ 提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しません。

オ 提出書類は、飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）に基づいて公開する場合があります。

カ 提案者から提供された従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。

- キ 個人情報の取り扱い、飛騨市個人情報保護法施行条例（令和4年飛騨市条例第35号）に基づきます。
- ク 提出書類の内容については、別途確認することがあります。

## 8. 質問票の提出及び回答方法

### (1) 質問方法

ア 質問票（様式2）を電子メールで提出し、必ず電話で受信確認してください。

メールアドレス [kikikanri@city.hida.lg.jp](mailto:kikikanri@city.hida.lg.jp)

イ 質問票の提出期限 令和8年4月22日（水）午後2時まで

### (2) 回答方法

質問票の回答は、令和8年4月23日（木）までに、飛騨市ホームページで公開します。

ただし、質問の内容により、この公募型プロポーザル方式に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。なお、質問に対する回答は、必要に応じて実施要項等の追加または修正事項とみなします。

## 9. 審査

### (1) 審査方法

飛騨市が設置する「自主防災組織等活性化推進事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を特定します。

ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点（100点満点）の6割未満の得点の者は選定しません。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を決定します。

### (2) プレゼンテーション選考

企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション選考を行います。

- ① 実施日：令和8年5月19日（火）
- ② 出席者：業務実施責任者を含む3人以内
- ③ 内容：企画提案内容の説明及び質疑応答
- ④ 時間：1者につき30分以内（プレゼンテーション約30分、質疑約10分）
- ⑤ その他
  - ・プレゼンテーション審査は非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。
  - ・使用する備品等は、すべて提案者で用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは飛騨市で用意します。

(3) 審査基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、「評価項目一覧表」のとおりとします。

評価項目一覧表（100点満点）

評価項目		評価の着目点	配点
1	事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度	3
		・事業の計画性、実施内容の妥当性	2
		・業務手法の適格性、実現可能性	3
		・事業内容の独創性・専門性	2
		・事業の効果（事業の成果が市民に広く還元されるか）	2
		・飛騨市の地勢・現状を踏まえ、本業務の背景・目的に沿ったコンセプトを設定した提案となっているか	3
2	事業の実施体制	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	2
3	類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	1
4	事業費の妥当性 （所要経費、積算見積金額）	・効率的で妥当な経費により提案されているか	2

	評価レベル	得点化方法
る 五 段 階 評 価 に 対 す	A（優秀）	配点×5
	B（やや優秀）	配点×4
	C（普通）	配点×3
	D（やや劣る）	配点×2
	E（劣る）	配点×1
4. 事業費の妥当性に対する評価 最低額の者を1位とし配点する。 ※ 1位A、2位B、3位C、4位D、5位以降E		

(4) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者及び応募事業者数を飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)上で公表します。

なお、結果に対する異議は一切受け付けません。

## 10. 事務局との協議

最優秀者に決定した者は、契約締結に向けて仕様書の細目について事務局と協議を行うこととします。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければなりません。なお、最優秀者に決定した者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行いますので、あらかじめご承知おきください。

## 11. その他

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要項を熟読し、これを順守してください。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要項等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とします。
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容について飛騨市と協議した上で決定します。事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、本業務を委託する相手方を決定するものではありません。
- (5) 後年度において当該事業の継続が必要であると認められる場合には、本業務の契約者との間で仕様及び契約価格を協議のうえ随意契約を行うことがあります。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となります。なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
  - ア 参加資格及び条件、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
  - イ この公募型プロポーザルに参加した日以降、審査委員会委員に本協議に関する接触を求めた場合
  - ウ 見積書の金額が、委託費の上限を超える場合
  - エ 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合

## 12. 担当課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号  
飛騨市 総務部 危機管理課 危機管理係  
TEL : 0577-62-8902 (直通)  
E-Mail : kikikanri@city.hida.lg.jp